

慶弔及び会費免除に関する規定

(総則)

第1条 一般社団法人秋田県臨床検査技師会が会員や他に対する慶祝ならびに弔慰及び会費の免除について定める。

(慶 祝)

第2条 本会が関係する団体等の祝賀行事に招待された場合は、相応の金品で祝賀する。

(弔 慰)

第3条 会員および本会と密接な関係を有する団体葬ならびに個人に弔慰する。

2 正会員には、生花を式場に飾り、会長または名代が葬儀に参列し10,000円を霊前に捧げる。

3 名誉会員、賛助会員及び本会と密接なる関係を有する団体ならびに個人には、会長の判断により応分の供物をすることができる。

(会費の免除)

第4条 正会員が、地震、台風、水害等の天災地変により、会員の居住する家屋に被害があった場合には、本人又は上位会員の届出により被災翌年度分の会費を全額免除するものとする。

2 対象となる被害は以下の通りとする。

- ①全焼、焼失、流失
- ②半壊、半焼
- ③床上浸水

3 会費の免除措置は、理事会の決議を経て実施するものとする。

(その他の慶弔)

第5条 前各条に定めのないものでも、状況により技師会が支給の必要があると認めた場合には、理事会の承認を得て支給することができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程は、理事会の議決を経なければ改廃することができない。

付 則

この規程は昭和61年4月1日から施行する。

2 平成18年6月16日変更

平成26年12月21日変更

平成29年8月7日変更

令和5年10月1日変更

旧	新																					
<p>第4条 災害見舞金は会員の届出又は上位会員の届出により、理事会の決議を経て支給するものとする。</p> <p>支給範囲及び額等は下表による。</p>	<p>(会費の免除)</p> <p>第4条 正会員が、地震、台風、水害等の天災地変により、会員の居住する家屋に被害があった場合には、本人又は上位会員の届出により被災翌年度分の会費を全額免除するものとする。</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>被災状況</th> <th>金額</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、焼失、流失</td> <td>150,000 円</td> <td>会員の居住する家屋</td> </tr> <tr> <td>半壊、半焼</td> <td>100,000 円</td> <td>会員の居住する家屋</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>50,000 円</td> <td>会員の居住する家屋</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>30,000 円</td> <td>会員の居住する家屋</td> </tr> <tr> <td>落雷</td> <td>20,000 円</td> <td>会員の所有する家財</td> </tr> <tr> <td>廃車</td> <td>30,000 円</td> <td>会員が使用する車両</td> </tr> </tbody> </table>	被災状況	金額	対象	全壊、焼失、流失	150,000 円	会員の居住する家屋	半壊、半焼	100,000 円	会員の居住する家屋	床上浸水	50,000 円	会員の居住する家屋	床下浸水	30,000 円	会員の居住する家屋	落雷	20,000 円	会員の所有する家財	廃車	30,000 円	会員が使用する車両	<p>対象となる被害は以下の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①全焼、焼失、流失 ②半壊、半焼 ③床上浸水
被災状況	金額	対象																				
全壊、焼失、流失	150,000 円	会員の居住する家屋																				
半壊、半焼	100,000 円	会員の居住する家屋																				
床上浸水	50,000 円	会員の居住する家屋																				
床下浸水	30,000 円	会員の居住する家屋																				
落雷	20,000 円	会員の所有する家財																				
廃車	30,000 円	会員が使用する車両																				
	<p>3 会費の免除措置は、理事会の決議を経て実施するものとする。</p>																					

令和5年10月1日変更